

(別紙)

静岡県産材証明制度に係る県外で委託加工等された県産材加工品の取扱について

平成 29 年 3 月 31 日

静岡県経済産業部林業振興課

現在、内装材、集成材、CLT、不燃木材など多様な製品が開発・流通するようになり、今後、公共建築物等でも使用されると見込まれるが、県内工場だけでは供給できない状況があることから、平成 27 年度に静岡県産材証明制度を改正し、原木、加工丸太及び製材品を除き、県産材取扱業者の責任のもとで県外で委託加工等された加工品の全てを県産材として証明できることとした。

この改正に伴い、販売管理票と定期検査について、下記のとおり取り扱うものとする。

記

1 販売管理票の取扱

販売管理票の交付を受けた、全ての県外での委託加工等による県産材加工品には、「静岡県産材」のラベル等を表示するとともに、必ず販売管理票を添付して販売すること。

2 定期検査の実施

県産材取扱業者による自主管理の徹底と適切な制度運用を促すため、静岡県産材証明制度要綱第 8 条の規定に基づく定期検査の対象とする。

※ 定期検査の対象となる取扱業者は、県外で委託加工等された県産材加工品に関する記録管理簿を備えるとともに、常に当該管理簿と販売管理票との突合ができるよう管理しておくこと。